

お客様各位

【欧州航路】 Import Control System 2 (ICS2)対応について(更新)

貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

以前ご案内させていただきましたEU税関による入港前のセキュリティ対策のICS 2(※1) が本格導入されることに伴って、適用範囲がEU各国とスイス・ノルウェー・北アイルランドを含む 対象国向け 経由のすべての海上輸送貨物が対象となります。

12月4日出港以降のご出荷貨物につきましては、以前よりご案内させていただいている下記の情報を漏れないように、**ACL(もしくはエクセルD/R)**上へご記載いただきますようお願い申し上げます。

なお、このACL(もしくはエクセルD/R)にご記載いただく情報とは別に、今後ICS2に必要となる情報をご提供いただくこととなる予定です。こちらにつきましては、準備ができ次第あらためてご案内をさせていただきますので、ご対応よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

【ACL (もしくはエクセル D/R) への記載必須項目】

- * SHIPPER, CONSIGNEE, NOTIFY PARTY の正確な名称・住所・TEL No.
- * CONSIGNEE の EORI 番号
- * 正確かつ詳細な商品名 (※2)
- * 6 桁の HS CODE (輸入申告に使用する HS CODE)
- * 化学品輸送のための ECICS CUS コード (※3)

※1 ICS2 の詳細については、欧州委員会 (EC) の Web サイトを併せてご覧ください。

https://taxation-customs.ec.europa.eu/customs-4/customs-security/import-control-system-2-ics2-0_en

※2 曖昧な表記は避け、6 桁の HS CODE に基づいた具体的な品名をご記載ください。

以下のリンク先にて EU 税関発行の品名表記ガイドラインをご参照いただけます。

https://taxation-customs.ec.europa.eu/system/files/2021-03/guidance_acceptable_goods_description_en.pdf

※3 以下のリンク先から ECICS CUS コードデータベースへアクセスできます。

https://ec.europa.eu/taxation_customs/dds2/ecics/chemicalsubstance_consultation.jsp?Lang=en

以上